

令和6年度 第2回四街道市障がい者自立支援協議会 会議次第

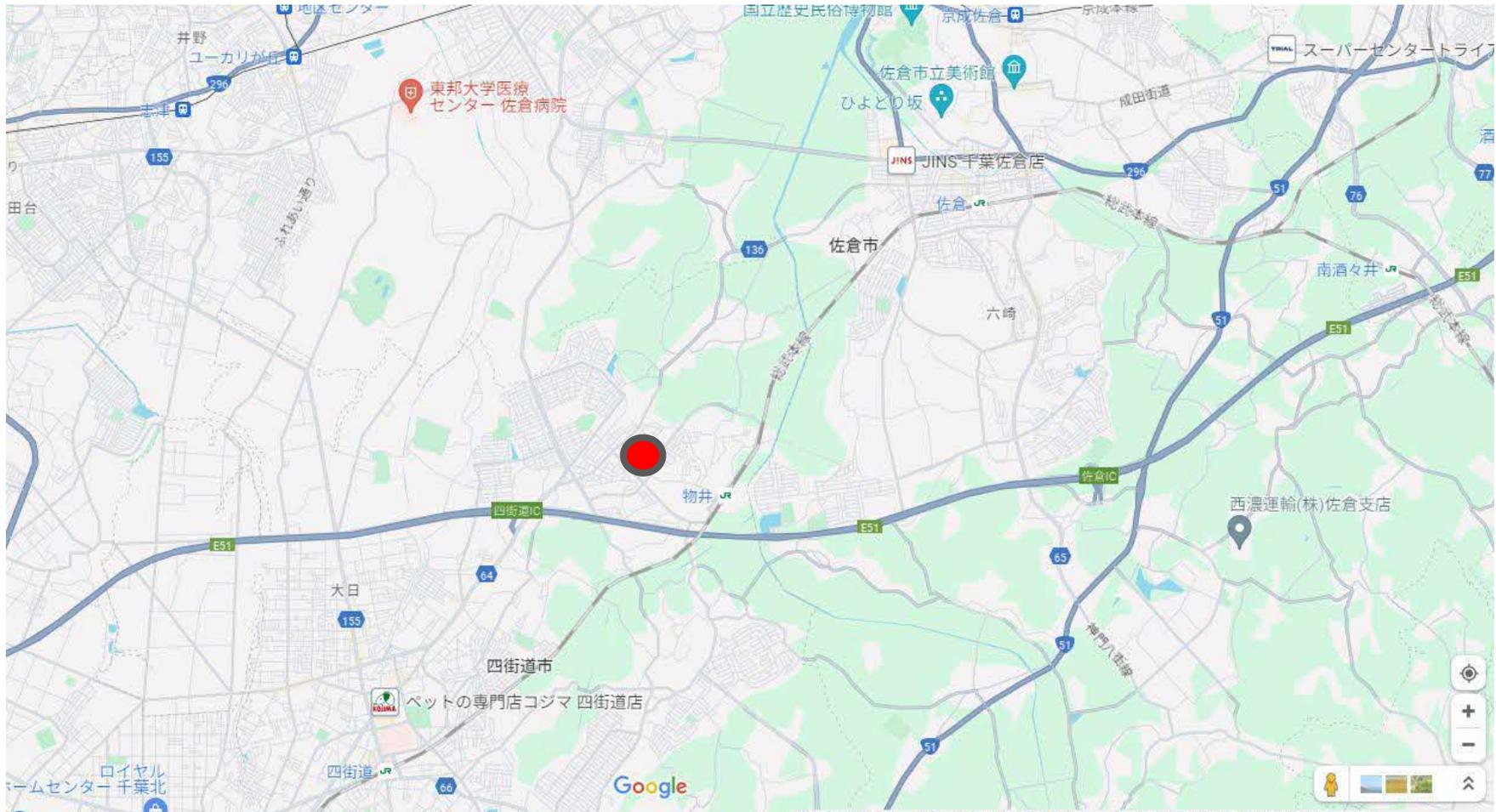
令和6年7月8日（月）
10時00分から
市役所新館5階第1会議室

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）について
 - (2) 地域生活支援拠点等について
 - (3) 地域連携推進会議について
 - (4) 第5次四街道市障がい者基本計画のアンケートについて
- 3 その他
- 4 閉会

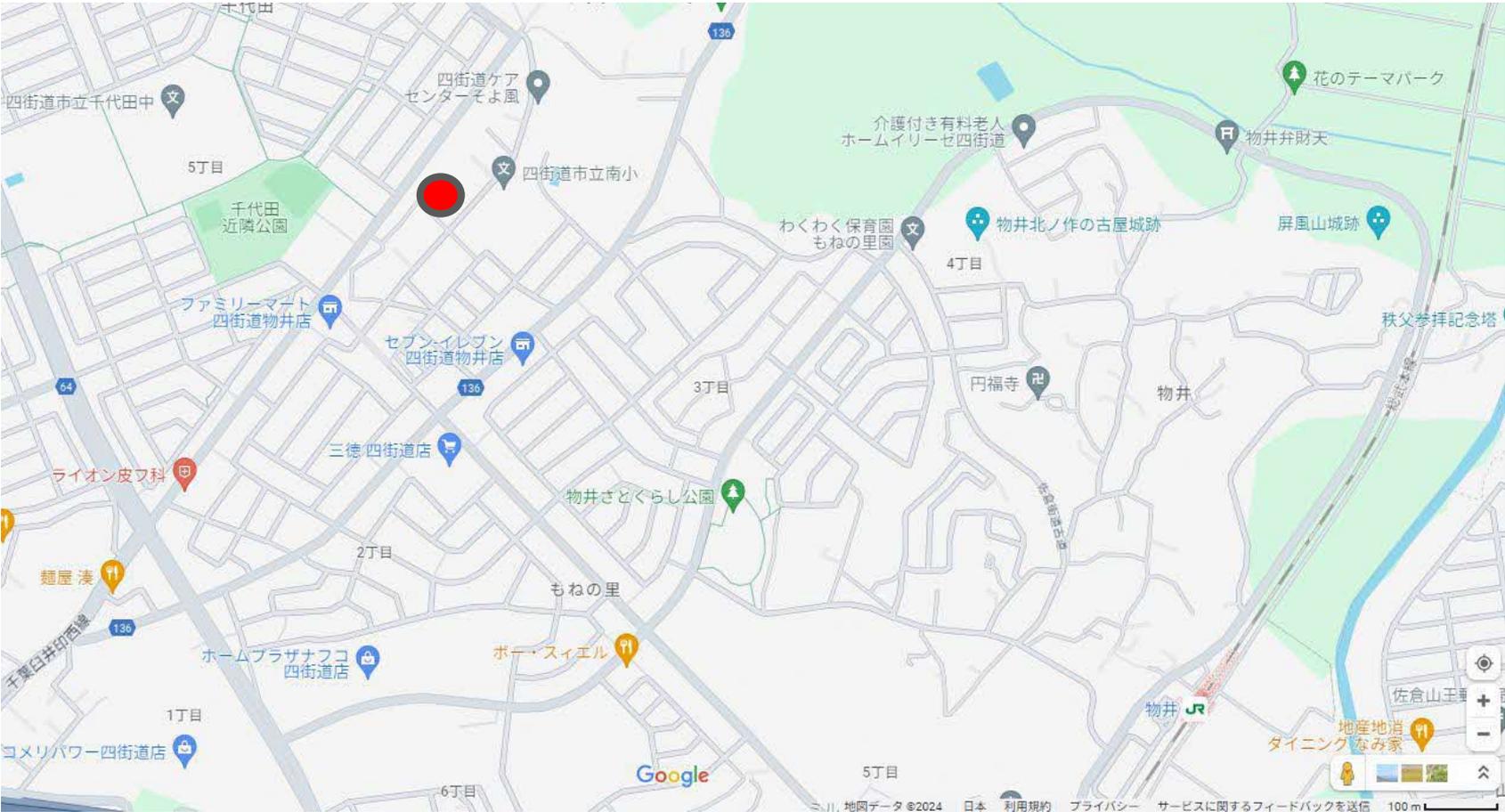
グループホームよつば 物井館について

2024/6/20 一般社団法人よつば 水谷 康晃

グループホームよつば 物井館の所在地(広域)

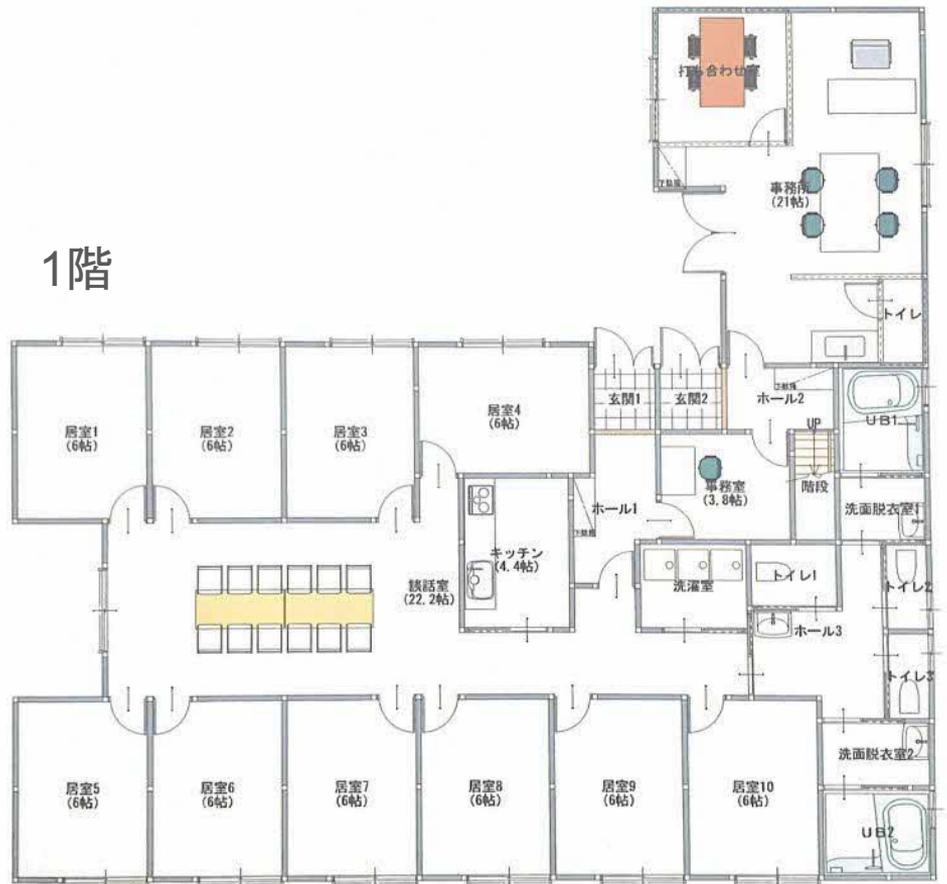


グループホームよつば 物井館の所在地(詳細)



グループホームよつば 物井館の間取り

1階



2階



よつばグループの理念

新しい『地域社会』をつくる

～個性のしあわせを追求し、『地域社会』を輝かせる～

誰もが「個性通りに生きられる世界」、それが私たちが目指す『新しい地域社会』です。

グループホームよつば 物井館について

- オープン時期:2025年4月ごろ※前後する可能性がございます
- 運営内容:日中支援型グループホーム
- 対象者:重度の知的障がいをお持ちの方(区分4以上)
- 支援の方針
 - ・医療連携の充実(自社訪問看護ステーションによる24時間365日のサポート体制)
 - ・他のグループホームを断られた利用者様でも、利用者様を理解し、支援の組み立てを通して、利用者様が地域で住めるような環境を構築する

よつばグループ

一般社団法人よつば

(株) 国際福祉土地建物

本部

グループホーム
事業部

訪問看護
事業部

本部

グループホーム事業部

GHよつば本館

訪問看護ステーション
あーる 多摩平事業所

GHけやき北里館

GHよつばぶどう館

GHけやき田名館

GHよつばあーる館

GHけやき元橋本館

GHよつばおりーぶ館

GHよつばひまわり館

よつばグループ グループホーム_全体概要 (令和6年4月1日現在)

エリア数

3

ユニット数

13

利用者定員数

75

重度比率

87%

※利用者数のうち区分4以上の利用者の割合

よつばグループ ユニット紹介_西東京エリア

(運営：一般社団法人よつば)

GHよつばぶどう館
定員：7名



GHよつば本館
定員：4名



GHよつばあーる館
GHよつばおりーぶ館
定員：8名



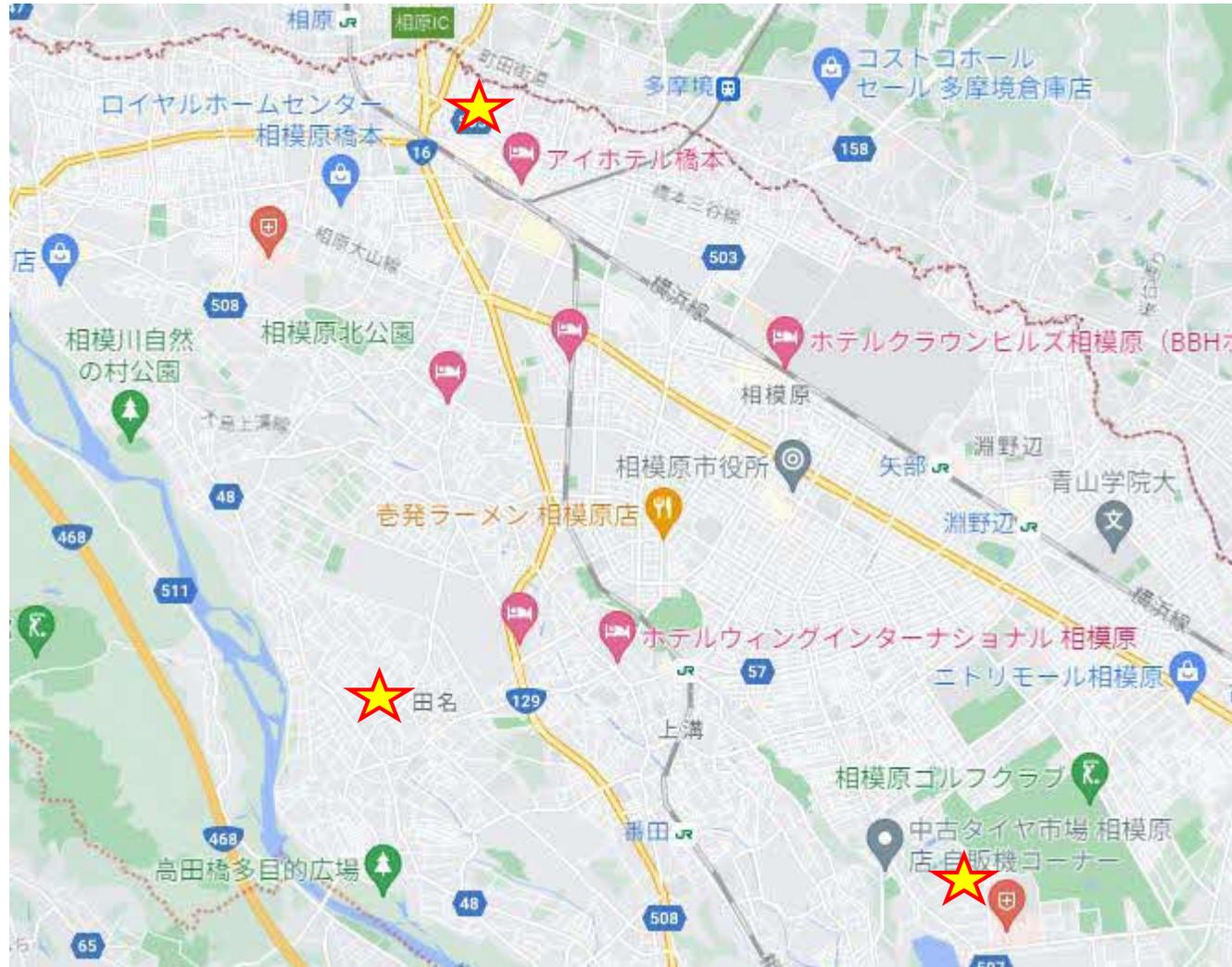
GHよつばひまわり館
定員：5名



よつばグループ ユニット紹介_相模原エリア

(運営：(株)国際福祉土地建物)

GHけやき元橋本館
定員：20名



GHけやき北里館
定員：7名

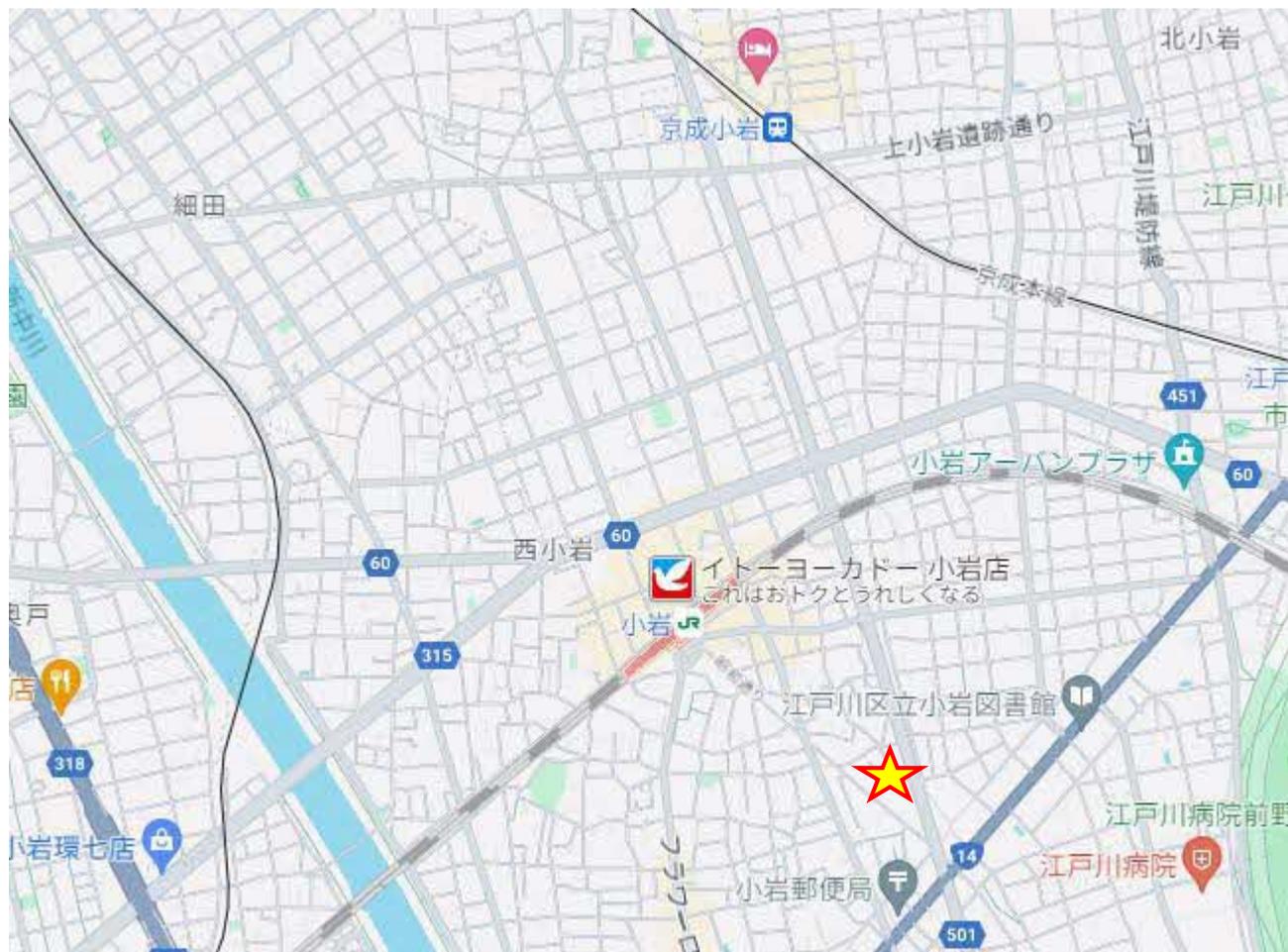


GHけやき田名館
定員：4名



よつばグループ ユニット紹介_東東京エリア

(運営：一般社団法人よつば)



(仮称) GHよつば東小岩館A
定員：10名
令和6年12月オープン予定

(仮称) GHよつば東小岩館B
定員：10名
令和7年夏オープン予定



地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

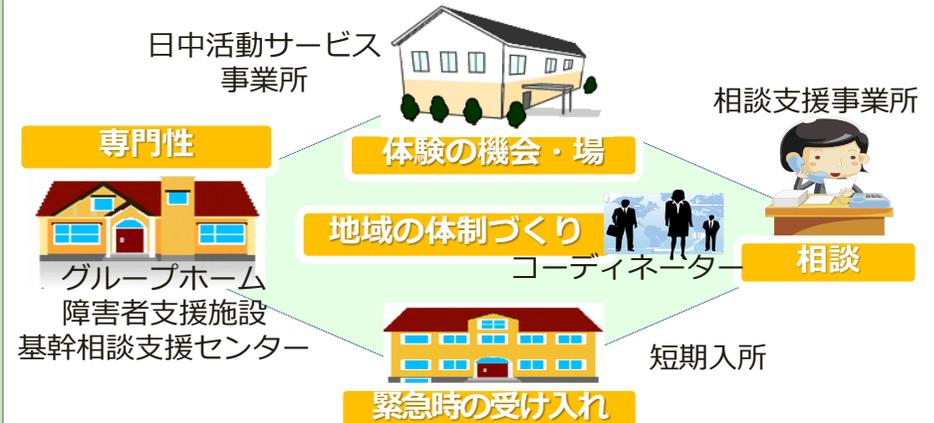
市町村(圏域)

- ① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

地域連携推進会議の手引き

目次

- 1 はじめに
- 2 会議の目的・役割
- 3 会議の構成員と人数
- 4 会議の開催頻度・設置主体
- 5 会議の議題の内容
- 6 地域連携推進会議における利用者の個人情報の取扱い
- 7 地域連携推進員の訪問の実施方法
- 8 地域連携推進員の訪問の際のポイント
- 9 地域連携推進会議の開催準備から開催後までの流れ
- 10 おわりに

別冊 地域連携推進会議の手引き 資料編

- (資料1) (事業所向け) 地域連携推進会議の概要
- (資料2) 会議進行例
- (資料3) (構成員向け説明資料) 地域連携推進会議の概要
- (資料4) 地域連携推進員の手引き
- (資料5) 地域連携推進会議 参加依頼文 (フォーマット)

1. はじめに

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増えてきており、支援の質の確保が重要な課題となっています。

令和4年6月に取りまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」においては、「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる」との指摘がなされました。

また、令和4年12月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が公布されました。この改正は、障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指すこととされています。このため、本人の希望に応じて、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実が改正内容に盛り込まれています。本改正内容も踏まえつつ、利用者が地域で暮らしていける仕組みが求められています。

こうした背景を踏まえ、居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助（以下「施設等」という。）において、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれおおむね1年に1回以上）が義務付けられました（令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務）。

施設等は、単に事業者求められる義務として受け止めるのではなく、利用者がその人らしく安心して暮らすことができるよう、この仕組みをうまく活用しながら、施設等と地域との連携を推進し、事業運営に活かしていくことが重要です。

本手引きでは、施設等が円滑に地域連携推進会議を開催するために、会議の設置から実際の運営までの基本的な考え方や手順を記しています。この手引きを参考に、効果的に地域連携推進会議の仕組みを活用し、地域との連携を推進していただければ幸いです。

2. 会議の目的・役割

地域連携推進会議は、施設等と地域が連携することにより、以下の目的を達成するための、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議体です。

- ・ 利用者と地域との関係づくり
- ・ 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・ 施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・ 利用者の権利擁護

地域連携推進会議は、上記の目的をより効果的かつ確実に達成するため、単に会議体を設置するのみでなく、地域連携推進会議の全ての構成員は訪問者（以下「地域連携推進員」という。）となります。地域連携推進員が施設等を訪問することで、事業運営の現場を直接確認することが可能な仕組みとしています。施設等にとっては、地域連携推進員から、専門家ではない視点からの気づき等が得られ、上記目的達成の一助となることが期待されています。この点は介護保険の運営推進会議と大きく異なる点です。

地域連携推進会議を行うことで、事業所のサービスの質が担保され、それにより支援を受ける利用者にとっても良い影響があります。また、地域との連携が深まることで、地域における事業運営がしやすくなるなど、事業所、施設等にとっても大きなメリットがあります。さらに、従来から実施している虐待防止研修等の研修や個別支援計画がうまくいっているかを外部の方に見ていただく良い機会となります。

【地域連携推進会議】



地域連携推進会議の4つの目的について、少し詳しく説明します。

(1) 利用者と地域との関係づくり

施設等の利用者が地域の一員として生活を送るためには、利用者との関係づくりが重要です。会議や構成員による施設等への訪問を通じて、利用者との顔の見える関係を構築することで、日頃からお互いに声を掛け合えたり、利用者が地域行事に参加しやすかったりするような、利用者が地域の中でより良い生活を送るための関係づくりを目指します。

(2) 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進

地域連携推進会議は、その名称からもわかるように、会議の開催や会議の構成員による施設等への訪問を実施することにより、地域に開かれた施設等になることを目指す会議体です。地域に開かれた施設等となることで、施設等や障害のある方の施設等での生活に対する理解を促進するとともに、施設等やその職員と地域の人との繋がりのづくりを推進することを目的としています。

また、施設等の職員が地域の人を知るきっかけにもなり、施設等と地域の人との双方向による理解醸成が図られます。こうして地域との連携が深まることで、地域での事業運営がしやすくなり、効果的な事業運営に繋がることが期待されます。

(3) 施設等やサービスの透明性・質の確保

障害福祉サービスの質の確保・向上については、従来から重要な課題として様々な議論がなされてきました。基本的には、人員、設備及び運営に関する基準において、質が担保されている一方、サービス類型ごとに更なる質の向上の取組みがなされています。例えば、児童発達支援や放課後等デイサービスについては、支援の質の向上を図るため、独自のガイドラインが策定されています。また、日中サービス支援型のグループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図るため、(自立支援)協議会に対し定期的に事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

通所系のサービスと比較すると、外部の目が入りにくくなりがちな施設等を運営する事業者についても、地域に開くことにより施設等の運営やサービスの透明性を確保するため、地域の関係者等を含めた構成員による地域連携推進会議の開催及び当該構成員が地域連携推進員として施設等を訪問する仕組みの構築が重要となります。

(4) 利用者の権利擁護

施設等では、利用者が障害により言葉で意見を伝えることが難しい場合も多いため、利用者の思いがサービスに活かされているか、利用者が希望する生活を送ることができているかなど、会議の中で話し合われることが重要です。なお、意見表出そのものが難しい利用者に対して、施設等側としても利用者の意思決定支援にどのように取り組んでいるか等を、地域の人に伝える良い機会にもなります。

3. 会議の構成員と人数

地域連携推進会議の目的を踏まえて、会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましいです。会議の目的を達成するため、構成員には、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要です。

なお、前述の通り、会議の構成員は地域連携推進員として施設等への訪問を行っていただきますが、施設等を訪問した際、利用者の個人情報に触れる可能性があるため、構成員に、利用者の個人情報の秘密保持に関する約束をしていただくことが必要です。

(1) 利用者

意思表示が出来ない利用者の場合には、成年後見人や家族に代理してもらう等の工夫が必要です。また、そうした場合であっても、代理人だけでなく利用者本人にも会議に参加いただくなど、できる限りご本人の意思を丁寧に汲み取りながら会議を運営することが望ましいです。

(2) 利用者家族

構成員に選出する家族は、多様な視点を入れるため、(1)の利用者とは別の利用者の家族であることが望ましいです。なお、(1)に記載した、意思表示の代理の家族は利用者本人の代理としての立場ですので、ここ((2)利用者家族)でいう利用者家族には該当しません。

なお、利用者家族が施設等の近隣にいない、利用者や施設等と家族との関係が良好でないなど、利用者家族の参加が難しい場合も想定されます。そういった場合は、成年後見人、利用者家族と関わりのある支援者、家族会の会員など、利用者家族の代弁者となり得る立場の方に参加いただくことが望ましいです。

(3) 地域の関係者

地域の関係者は、例えば、自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方、学校関係者、地域で活動しているNPO法人、地域の障害当事者などが想定されます。

なお、上記の他、日常的な付き合いがある場合もあることから、施設の近隣の住民を選出することも有効です。

(4) 福祉に知見のある人

障害福祉サービスの施設等であるため、例えば施設等のある地域で活動されている他の障害福祉サービスの事業者や障害関係の事業を実施している者であれば、障害福祉サービスの知見もあり、有意義なアドバイスなどが期待できます。

他の障害福祉サービスの事業者等が無い場合や協力を得ることが困難な場合には、介護保険のサービスや児童福祉のサービスを運営している事業者、学識経験者、福祉関係の事業を実施している NPO 法人など、客観的または専門的な立場から意見を述べる事が出来る人のことを言います。

ただし、地域との連携や、運営の透明性を確保する観点から、同一法人またはその系列法人に所属する者を選任することは望ましくありません。

(5) 経営に知見のある人

障害福祉サービス、介護保険サービス、児童福祉施設の運営等の経営に携わっている人や、財務諸表等から経営状況を把握しアドバイス出来る人を想定しています。

(6) 施設等所在地の市町村担当者等

施設等の指定は都道府県、指定都市、中核市が行うこととされており、市町村は、支給決定権者であるものの、在宅から施設等へ住まいを移行した後は、当該利用者との関わりが希薄になることも考えられます。市町村職員にも、施設等の利用者や地域のことを知っていただく良い機会ともなるため、所在市町村の障害福祉所管課等の担当者等が地域連携推進会議に参画いただくことは有意義です。

ただし、所在市町村に多数の施設等がある場合等、毎回の参画は難しい場合もあるため、可能な範囲での参画が望まれます。

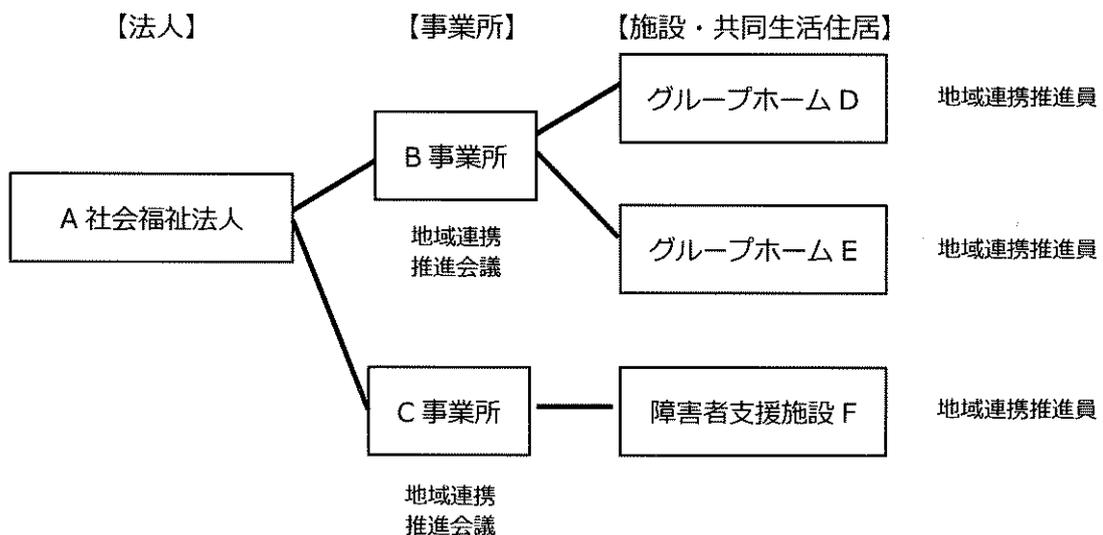
また、市町村担当者に加え、基幹相談支援センターの職員や市町村（自立支援）協議会の構成員など、市町村担当者以外の公共性のある方に参画いただくこともご検討ください。

4. 会議の開催頻度・設置主体

地域連携推進会議の開催については、施設等の負担を考慮しつつ、目的を達成するための回数として、最低でも施設等内での会議を年1回以上、施設等への訪問を年1回以上実施することが必要です。ただし、グループホームは、施設内での会議開催が建物の空間的な都合で難しい場合があるため、グループホーム外の会議室等で開催することも可能です。また、会議は対面実施、訪問は施設等への現地訪問を原則としつつ、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能です。一方で、会議の参加や施設等の訪問により、施設等の利用者、職員との関わりを深めていくことが重要であることから、全員がオンラインによる参加ではなく、必ず実際に施設等を訪問する構成員がいることが望まれます。

地域連携推進会議の設置は、指定を受けた事業所単位となります。会議の開催は、指定を受けた事業所単位で開催することが基本ですが、グループホームにおいて当該事業所が複数の共同生活住居を設置している場合に、全ての共同生活住居に外部の目を入れ透明性を確保することが必要です。このため、1事業所において、複数の共同生活住居を設置している場合には、その共同生活住居ごとに年1回以上、地域連携推進員が訪問する機会を提供してください。以下に例を示します。

<例示>



上記の例示では、B事業所、C事業所が地域連携推進会議を設置し、B事業所、C事業所ごとに年1回以上会議を開催することとなります。一方、地域連携推進員による訪問は、グループホームの場合、共同生活住居単位となることから、グループホーム D、グループホーム E それぞれに年1回以上行われることが必要です。つまり、B事業所は、会議を年1回以上開催し、訪問を年2回(2か所)以上受け入れる必要があります。

一つの事業所において複数の共同生活住居を運営している場合には、共同生活住居の数だけ、訪問を受け入れることとなります。各地域連携推進員は、年に1回以上いずれかの共同生活住居への訪問を行っていただくことが必要です。

ただし、地域連携推進員が施設等の利用者であり状態像等により訪問が困難な場合、一つの事業所で数十か所の共同生活住居を運営している場合、地域連携推進員の日程確保が困難な場合等においては、全ての地域連携推進員が訪問できないことや、一人の地域連携推進員が複数の共同生活住居を訪問する必要があることも考えられます。その際は、施設等と各地域連携推進員との調整により、地域連携推進員の訪問回数等について柔軟に決めることも可能です。

5. 会議の議題の内容

会議の議題については、目的を達成するための議題を設定することが必要です。また、施設等側からの一方的な報告にならないよう、構成員と双方向で意見交換できる議題が望ましいです。この会議の目的は、施設等が提供するサービスや利用者の暮らしに点数を付けるような形で評価を行うことではありません。構成員と施設等職員が率直に意見交換し、お互いに気付きを得る機会とすることやお互いの連携を通じて、より良いサービスの提供につなげるといった意識で会議を運営してください。

例えば、施設等からは、利用者の日常の生活の様子、地域の関係者に対する障害の理解促進、職員の支援の様子、施設等の運営状況（収支など）、施設等の行事案内などを報告し、また地域の関係者からは地域事情、地域のイベント・行事等の情報を共有し、参加を促してもらうことで双方向の理解につながります。また、構成員（地域連携推進員）からも、施設等を訪問した際に受けた印象や気付いた点等について報告してもらい、施設等の運営上の工夫や改善点等について意見交換する時間を設けることも有益です。

また、議題を設定する際、その議題が地域連携推進会議のどの目的を達成するための議題設定なのかが分かりやすくなっていることが望ましいです。

以下に議事内容を目的ごとにカテゴリ化した例を示します。

【議事次第例】

1. 施設等・地域の連携（40分）

- ・ 障害についてレクチャー
- ・ 近隣からの苦情等の共有
- ・ 地域行事のご案内

2. 施設等やサービスの透明性・質の確保（40分）

- ・ 利用者の日常生活の様子について
- ・ 経営状況の報告
- ・ BCP（業務継続計画）の策定状況について

3. 利用者の権利擁護（40分）

- ・ 虐待、事故、ヒヤリハットの報告
- ・ 支援者の様子
- ・ 利用者の意向アンケート結果

なお、「虐待、事故、ヒヤリハットの報告」を取り扱うことについて、利用者家族が施設等での生活に不安を覚えるなど、構成員が抵抗を感じるかもしれません。しかし、こうした事例を施設等から共有することで、施設等の虐待・事故防止の意識向上に繋がるとともに、地域の方に利用者の障害について理解していただく機会となります。事例を共有するに当たり、共有する意義を説明し、構成員の理解を得るよう努めてください。

また、共有する事例の中に、会議に出席する利用者に関係する事例が含まれている場合は、利用者にあらかじめ事例を共有することの了承を得るとともに、資料作成や会議での説明の際に、個人が特定されないことがないように配慮を行ってください。

さらに、地域連携推進会議の目的を持続的に達成していくためには、2回目以降の会議を形骸化させないための議題設定が重要です。

前回の会議から構成員に変更がない場合は、前回の会議以降の事業運営上の変更点・改善点等について報告した上で、議題を絞り、それについて深掘りしていくなど、構成員が意見交換をしやすいような工夫を行ってください。

会議は年に1回以上の開催であり、頻度が高いわけではないため、2時間程度時間を確保し、内容を充実させることが望まれます。

6. 地域連携推進会議における利用者の個人情報の取扱い

地域連携推進会議は、「2. 会議の目的・役割」に記載のとおり、会議や施設訪問を通じて、利用者と構成員との顔の見える関係を構築し、利用者の地域におけるより良い生活を推進することを目的としています。

一方、利用者や利用者の家族の中には、障害があることや、障害福祉サービスを利用していることを地域の方に知られたくないという方もいらっしゃいます。

こうした事情を踏まえると、地域連携推進会議を実施する施設等は、利用者や利用者の家族の意向を丁寧に汲み取り、地域とのつながりを望まない利用者の個人情報の保護に留意することが必要です。

個人情報の保護にかかる具体的な留意点は以下の通りです。

・ 利用者及び利用者の家族の意向確認

施設等は、地域連携推進会議を実施するに当たり、すべての利用者や利用者の家族に対して、会議や施設訪問を通じて、利用者が地域の方と顔を合わせ、地域の方との関係をつくることについて意向を確認してください。意向確認の方法として、例えば、「資料1（事業者向け）「地域連携推進会」の概要」を用いて、利用者や利用者の家族に対する個別説明や、地域連携推進会議についての説明会を開催することなどが考えられます。

地域の方との関係づくりを望まない利用者を無理に会議に出席させたり、構成員による施設訪問の際にその利用者が構成員と顔を合わせたりすることは、当事者の権利擁護や個人情報の保護の観点からも望ましくありません。

・ 構成員における利用者の個人情報の秘密保持

利用者の個人情報の保護を図るためには、各構成員にも、利用者の個人情報保護の必要性を理解していただくことが重要です。構成員に就任いただくに当たって、利用者の個人情報の秘密保持に関する約束をしていただくことが必要です。

秘密保持に関する約束については、構成員に就任いただく際に、構成員から施設等に提出していただく「地域連携推進会議 参加承諾書（資料5「地域連携推進会議 参加依頼文（フォーマット）」の別紙）」に記載していますので、ご活用ください。

・ 会議資料における個人情報の取扱い

会議資料作成の際には、個人名や個人が特定される情報の記載を避けるとともに、記載内容から個人が特定されないよう、個人情報には、十分に留意することが必要です。

なお、利用者や利用者の家族から同意を得た上で会議や会議資料等で個人情報を取り扱う場合でも、会議終了後に個人情報が記載された資料を回収するなどの配慮を行ってください。

7. 地域連携推進員の訪問の実施方法

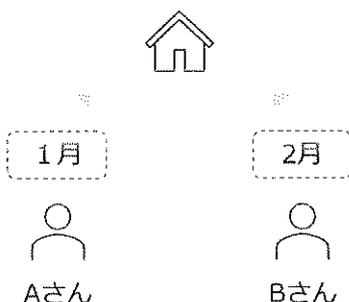
地域連携推進会議の構成員全員が地域連携推進員となり、施設等の訪問を行います。ただし、構成員のうち利用者については、様々な障害、状態の方がおりますので、例えば重度心身障害の方など、訪問が難しい方については、会議の参加のみでも差支えありません。

地域連携推進員は、地域連携推進会議の開催日以外の任意の日程を選択し、施設等と調整を行い、訪問する日を決めることとなります。この時、同日に複数人が訪問することも可能ですが、出来る限り訪問日を分散させるなど、施設の利用者や職員の過度な負担にならないようにする配慮が必要です。例えば一戸建てのグループホームに複数人が同時に訪問することは困難なため、1月はAさん、2月はBさんのように、調整するといった方法も考えられます。(例①を参照)

また、複数の共同生活住居がある場合には、AさんはグループホームCに、BさんはグループホームDを訪問するという方法も考えられます。(例②を参照)

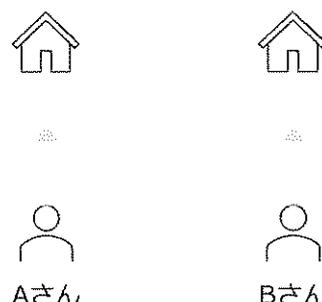
例①：複数人の構成員が同時に訪問することが困難な場合

グループホーム（一戸建て）



例②：複数の共同生活住居がある場合

グループホームC グループホームD



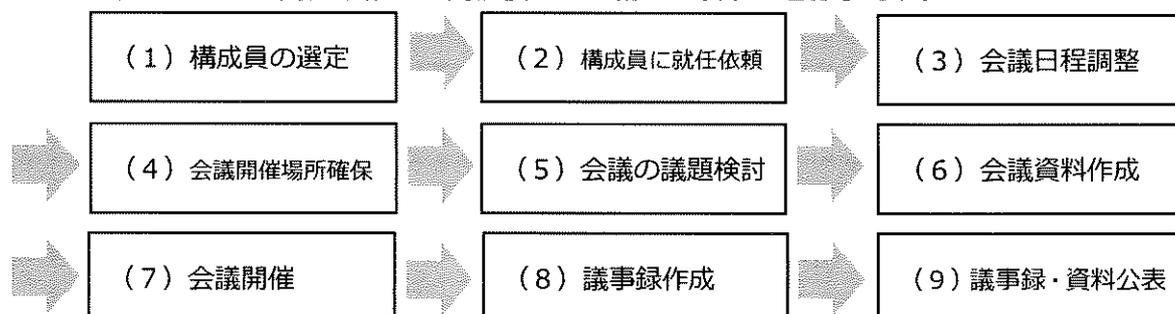
8. 地域連携推進員の訪問の際のポイント

地域連携推進員は、監査や評価の専門家ではないため、施設等を訪問した際にどのような視点で訪問したらよいのか迷うことも想定されます。そこで、訪問する際の意義、視点、心がけ等を「地域連携推進員の手引き」（資料4）としてまとめましたので、施設等が選出した地域連携推進員に手交してください。

なお、地域連携推進員の手引きにおける「訪問の際の視点」は、地域連携推進員が訪問する際、どのようなことに着目したらよいのか、どのような質問をしたらよいのかについて記載していますが、施設等がセルフチェックとして活用することも有効ですので、改めて、施設等における環境整備や支援内容を振り返る際にご活用ください。

9. 地域連携推進会議の開催準備から開催後までの流れ

地域連携推進会議の開催準備から開催後までの流れは以下のとおりです。



(1) 構成員の選定

構成員の選定は、「3. 会議の構成員と人数」を参照してください。なお、構成員の任期については、施設等ごとに決定いただくこととなります。任期終了後、再任することも妨げませんが、地域連携推進会議の目的を達成するためには、様々な方に参画していただくことで、地域との繋がりを広げていくことが重要です。可能であれば、構成員から後任の方を紹介していただくなど、定期的に構成員の交代を行うことが望ましいです。なお、構成員が施設等の事業運営の変更や改善等を継続的に把握することも重要ですので、構成員の交代に当たっては、一度にすべての構成員を入れ替えるのではなく、段階的に入れ替えを行うなどの工夫を検討してください。

(2) 構成員への就任依頼

地域の方や福祉や経営に知見のある人へ就任依頼を行う場合は、施設等を見学してもらう、施設等職員が地域行事に積極的に参加する等を行いつつ、地域とのつながりを作り、会議の目的や意義等を丁寧に説明いただくとともに、施設等の運営に理解を得て、就任を快諾いただけるような関係性を構築することが望ましいです。

構成員への就任依頼に当たっては、資料3の「(構成員向け説明資料) 地域連携推進会議の概要」や、資料5の「地域連携推進会議 参加依頼文 (フォーマット)」を活用してください。

構成員から就任の承諾を得られたら、資料5の別紙「地域連携推進会議 参加承諾書」を提出してもらうようにしてください。この承諾書は、構成員が地域連携推進会議で知り得た利用者の個人情報の秘密保持に関する約束をする役割も担っています。

(3) 会議日程調整

構成員の都合を確認した上で、会議開催の1か月前までには会議日程を決めることが望ましいです。構成員がやむを得ず欠席する場合は、事前に会議資料を送付し、意見・要望等を聴取することが望ましいです。

また、地域連携推進会議の年間計画を策定し、計画的に会議の準備を進めることが効果的です。

(4) 会議開催場所確保

会議の開催場所は、地域連携推進会議の趣旨を踏まえると、施設等の中で開催することが望ましいですが、一戸建てのグループホームなどでグループホーム内に会議を実施する場所の確保が困難な場合には、公民館や外部の会議室等の利用、オンラインでの開催も可能です。

(5) 会議の議題検討

会議日程が会議開催の1か月前に決定していれば、構成員の出欠状況が事前に把握できることから、出席する構成員の属性を考慮した議題設定を行うことが出来ます。例えば、福祉や経営に知見のある人が欠席にもかかわらず、専門的な助言をもらうような議題設定を避けるなどの工夫が必要です。

(6) 会議資料作成

会議資料作成の際には、個人名や個人が特定される情報の記載を避けるとともに、記載内容から個人が特定されないよう、個人情報には、十分に留意することが必要です。利用者や利用者の家族から同意を得た上で会議や会議資料等で個人情報を取り扱う場合でも、会議終了後に個人情報が記載された資料を回収するなどの配慮を行ってください。

なお、地域連携推進会議の目的のひとつである「利用者と地域との関係づくり」については、会議の場で利用者それぞれの個人情報を明らかにするのではなく、構成員による施設等への訪問の際に、利用者と構成員との交流を通じて関係性を築くことが望まれます。

(7) 会議開催

構成員就任後、初めての会議を行う際は、「5. 会議の議題の内容」で記載した事項の他、施設等の管理者からの会議趣旨の説明、構成員の自己紹介などを行い、会議で構成員が発言しやすい雰囲気づくりをお願いいたします。会議の進行方法については、資料2の「会議進行例」を参照してください。

施設等の職員の出席者については、施設等の代表者や管理者等が想定されますが、施設等が行うサービスの内容や施設等の雰囲気を構成員によく理解してもらうために、代表者や管理者等に加えて、日頃から利用者と接する機会が多い他の職員も出席することが望まれます。職員にとっても、普段の業務ではあまり接点がない構成員と意見交換をする良い機会となります。

(8) 議事録作成

会議開催後、速やかに地域連携推進会議で施設等が行った報告、構成員から受けた要望、助言等についての議事録を作成することが必要です。議事録の作成に当たっては、利用者や構成員の個人情報保護のため、個人が特定される部分は議事録から削除するなどの配慮を行ってください。作成した議事録は、参加した構成員に内容を確認していただくようお願いいたします。なお、議事の詳細の内容を記載した議事録ではなく、会議結果の概要をまとめたものでも可能です。

(9) 議事録公表

会議開催後、議事録を公表する必要があります。ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの方が閲覧可能となるよう広く公表してください。

また、障害福祉サービス事業所は、運営情報等を都道府県知事等に報告し、都道府県知事等が報告された内容を独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報検索」に掲載しています。将来的には、地域連携推進会議の議事録についても、「障害福祉サービス等情報検索」に掲載することも考えられます。

10. おわりに

本手引きの作成に当たり、実際に複数の事業所にご協力いただき、モデル的に地域連携推進会議を行いました。事業所や参加された構成員から、地域連携推進会議の効果について、以下のようなご意見をいただきました。

<事業所から>

- 参加した構成員（自治会長）が、会議後に地域連携推進会議について地域に回覧してくれた。地域の方に事業所について知ってもらうきっかけとなった。
- 構成員から事業運営に関して客観的な意見をもらい、改善につなげることができた。また、事業所が提供しているサービスについて構成員に紹介することで、自分たちのサービスの妥当性について客観的に確認する機会となった。
- 利用者が構成員として会議に参加することにより、利用者から事業所での暮らしに関する意見を聞く貴重な機会となった。
- 事業所の職員も地域の方の意見を聞くことができ、職員のモチベーションアップにもつながった。

<構成員から>

- 「障害」とはどんなものか、「障害者支援施設」や「共同生活援助」とはどんなところかを知ることができた。今後は地域行事などを通じて、事業所と地域が連携していけるのではと感じた。
- 今まで利用者と道で会っても挨拶をする関係性でなかったが、会議を通して顔の見える関係ができた。これからはお互いに声を掛け合えると思う。
- 会議において、複数の事業所職員と意見交換することができ、職員が理念ややりがいをもって利用者の支援を行っていることが分かった。

このように、地域連携推進会議の目的である「利用者と地域との関係づくり」、「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」、「施設等やサービスの透明性・質の確保」、「利用者の権利擁護」につながるような効果を確認することができました。

地域連携推進会議の実施は施設等の義務となりますが、単なる義務として取り組むのではなく、上記の目的を達成し、より良いサービスの提供や利用者の「地域での暮らし」の推進につなげていく意識を持つことが大切です。

今後、施設等の皆さんに地域連携推進会議を有効に活用いただき、地域連携推進会議が施設等と地域がつながるきっかけとなり、またそのつながりを深め続けていく場となることを期待しています。

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 24 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室地域移行支援係

地域連携推進会議の手引きについて

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域との連携等に資するため、地域連携推進会議の開催及び地域連携推進会議の構成員が当該事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました（令和 6 年度においては、経過措置による努力義務）。

これに関連して、令和 5 年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究」を実施し、障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和 6 年 3 月 25 日）において紹介した令和 4 年度障害者総合推進事業「障害福祉サービス等の質の評価のための基準等の作成に関する研究」の「地域連携推進会議（仮称）の手引き」の改訂版「地域連携推進会議の手引き」が作成されたので改めて周知させていただきます。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に周知していただき、円滑な制度施行に向けた御協力をお願いいたします。

資料 1 地域連携推進会議の手引き

資料 2 地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編

資料 3 参考様式

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室地域移行支援係 鈴木、神長
〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

電 話：03-5253-1111（内線）3045

F A X：03-3591-8914

E-mail：chiiki-ikou@mhlw.go.jp

よつかいどうし しょう しゃふくし かん ちょうさ きょうりょく ねが 四街道市の障がい者福祉に関する調査へのご協力をお願い

ひごろ しせい きょうりょく
日頃より、市政にご協力いただきありがとうございます。

よつかいどうし へいせい ねんど だい じしょうがいしゃ きほんけいかく さくてい けいかく もと しょう
四街道市では平成28年度に第4次障害者基本計画を策定し、この計画を基に、障がいのある
ひと む かくしきく とく けいかくさくてい ねんけい か みなさま せいかつじょうきょう しょうがいし
人へ向けた各施策に取り組んでおります。計画策定から10年経過し、皆様の生活状況や障害施
策に対する意識がどのように変化したかを調査・検証し、今後の施策に活用したいと考え、ア
ンケート調査を実施することといたしました。

ちょうさひょう ちょうさひょう しな い す おも しょう しゃ かん てちょう も かた くに ちばけん
この調査票は、市内にお住まいで、主に障がい者に関する手帳をお持ちの方、国または千葉県が
してい なんびょういりょうひとうじょせいたいしょうしつべい わずら かた しょうがいしゃそうごうしえんほう
指定する難病医療費等助成対象疾病を患っている方など、「障害者総合支援法」のサービス
たいしょう かたがた むさく い ちゅうしゅつ ねが ちょうさ むきめい けっか
対象となる方々から無作為に抽出し、お願いしております。なお、調査は無記名であり、結果に
とうけいてき しより こじんてき めいわく
ついては統計的に処理しますので、個人的にご迷惑をおかけすることはありません。

つきましては、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

れいわ ねん がつ
令和6年8月

よつかいどうしちょう すすき ようすけ
四街道市長 鈴木 陽介

きにゅう ご記入にあたって

- げんそく ほんにん ちゅうしん かいどう ほんにん しょう きにゅう
1 原則としてご本人が中心になってご回答ください。ただし、ご本人が「障がいのため記入で
きない」にゅうようじ じどう きにゅう ばあい かぞく ひと かいじょしゃ ひとどう
きない」「乳幼児や児童であるため記入できない」などの場合は、ご家族の人、介助者の人等が、
ほんにん たちば こた
ご本人の立場でお答えください。
- か お なまえ か がつ にち どうふう へんしんようふうどう つか へん
2 書き終わりましたら、名前は書かないで、●月●日(●)までに、同封の返信用封筒を使って返
そう かって は ひつよう
送してください。切手を貼る必要はありません。
- べっし あんない かいどう ばあい ちょうさひょう きにゅう へんそう ふよう
3 別紙でご案内のインターネットによる回答をされた場合、この調査票の記入、返送は不要です。

ちょうさ ないよう かいどう
調査の内容、回答のしかたなどについて、わからないことがございましたら、以下のお問い合わせ先
れんらく
までご連絡ください。

◆お問い合わせ先：

【調査の趣旨・内容について／市調査担当部署】

- よつかいどうしやくしよ ぶくし しょう しょうがいしゃしえんかたんどう
・四街道市役所 福祉サービス部 障がい者支援課担当
- でんわ
・電話：043-421-6122（平日8：30～17：15）

【調査票の記入・回答方法・締め切りなどについて／調査実施機関】

- かぶしきがいしゃ サーベイリサーチセンター せろん けいかくぶ
・株式会社サーベイリサーチセンター 世論・計画部
- でんわ
・電話：0120-●●-●●（平日9：00～17：30） F A X：03-6826-4777
- メール：●●●●●●@surece.co.jp

1. 調査回答者についてお尋ねします。

問1 この調査票はどなたが記入されましたか。(○は1つ)

1. 本人が記入
2. 本人に聞いて、家族や介助者が代わりに記入
3. 本人の意向を考えながら、家族や介助者が記入

2. あなた自身のことについてお尋ねします。

問2 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

1. 男性
2. 女性
3. 回答しない

問3 あなたの年齢をお答えください。(○は1つ)

1. 0～5歳
2. 6～17歳
3. 18～29歳
4. 30～39歳
5. 40～49歳
6. 50～64歳
7. 65～74歳
8. 75歳以上

問4 あなたは現在、どこで生活していますか。(○は1つ)

1. 自宅（アパート・公営住宅を含む）で暮らしている
2. 病院に入院している
3. 福祉施設に入所している
4. グループホームに入居している
5. その他（ ）

問5 現在一緒にお住まいの家族はどなたですか。あなたからみた関係であてはまる人すべてに○をつけてください。施設・病院に入所・入院している人は、退所・退院したときのことを想定してお答えください。(○はいくつでも)

1. ひとり暮らし
2. 父親
3. 母親
4. 配偶者（夫・妻）
5. 子ども
6. 子どもの配偶者（婿・嫁）
7. 配偶者の親
8. 兄弟・姉妹
9. 祖父母
10. 孫
11. その他（ ）

3. あなたの状況についてお尋ねします。

問6 あなたがお持ちの手帳の種類と等級をお答えください。(○はいくつでも)

1. 身体障害者手帳 ⇒ (1級・2級・3級・4級・5級・6級・7級)
2. 療育手帳 ⇒ (A)・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2)
3. 精神障害者保健福祉手帳 ⇒ (1級・2級・3級)
4. 手帳は持っていない

問7 あなたの病気や障がいをお答えください。(〇はいくつでも)

1. 視覚障がい
2. 聴覚障がい・平衡機能障がい・音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい
3. 肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)
4. 内部障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい)
5. 知的障がい
6. 精神障がい
7. 発達障がい※1
8. 難病(特定疾病)※2
9. 高次脳機能障がい
10. 強度行動障がい
11. その他()

- ※1 自閉症、自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます
 ※2 治療法が確立していない疾病その他の特殊疾病をいいます

問7-1 上記問7で〇を付けた中から、最も重いものを1つ選びその番号をご記入ください。

問8 あなたは障害者総合支援法による障がい福祉サービスを利用していますか。(〇は1つ)

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 利用している | ⇒問8-1 →問8-2の順にお進みください |
| 2. 利用していない | ⇒4ページの問9にお進みください |

問8で「1. 利用している」を選んだ人にうかがいます

問8-1 利用しているサービスに〇をつけてください。(〇はいくつでも)

訪問系サービス	
1. 居宅介護	4. 行動援護
2. 重度訪問介護	5. 重度障害者等包括支援
3. 同行援護	

⇒次のページに続きます

(つづき) 問8-1 利用しているサービスに○をつけてください。(○はいくつでも)

日中活動系サービス	
1. 生活介護	10. 短期入所 (福祉型)
2. 自立訓練 (機能訓練)	11. 短期入所 (医療型)
3. 自立訓練 (生活訓練)	(以下、児童のみを対象としたサービス)
4. 就労選択支援	12. 児童発達支援
5. 就労移行支援	13. 医療型児童発達支援
6. 就労継続支援 (A型)	14. 放課後等デイサービス
7. 就労継続支援 (B型)	15. 保育所等訪問支援
8. 就労定着支援	16. 居宅訪問型児童発達支援
9. 療養介護	

居住系サービス	
1. 共同生活援助 (グループホーム)	3. 自立生活援助
2. 施設入所支援	4. 療養介護

相談支援	
1. 計画相談支援	(以下、児童のみを対象としたサービス)
2. 地域移行支援	4. 障害児相談支援
3. 地域定着支援	

地域生活支援事業	
1. 相談支援事業 (生活全般の相談)	6. 地域活動支援センター
2. 成年後見制度利用支援事業	7. 日中一時支援事業
3. 意思疎通支援事業 (設置・派遣手話通訳者の利用)	8. 訪問入浴サービス
4. 日常生活用具給付事業	9. 自動車運転免許取得助成事業
5. 移動支援事業	10. 自動車改造助成事業

問8で「1. 利用している」を選んだ人にうかがいます

問8-2 障がい福祉サービスの他に介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つ)

1. 利用している	⇒問8-3 → 問9の順にお進みください
2. 利用していない	⇒問9にお進みください

問8-2で「1. 利用している」を選んだ人にかがいます

問8-3 該当する要介護度はどれですか。(○は1つ)

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 要支援1 | 3. 要介護1 | 5. 要介護3 | 7. 要介護5 |
| 2. 要支援2 | 4. 要介護2 | 6. 要介護4 | |

問9 あなたは、現在、どのような医療的ケアを受けていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 医療的ケアを受けていない | 8. 中心静脈栄養 (I V H) |
| 2. 気管切開 | 9. 透析 |
| 3. 人工呼吸器 (レスピレーター) | 10. カテーテル留置 |
| 4. 吸入 | 11. ストマ (人工肛門・人工膀胱) |
| 5. 吸引 | 12. 服薬管理 |
| 6. 胃ろう・腸ろう | 13. その他 () |
| 7. 鼻腔経管栄養 | |

4. 介助・支援の状況についてお尋ねします。

問10 あなたは日常生活で、次のような生活動作をするときに、どれくらい介助が必要ですか。(○は(1)~(9)にそれぞれ1つずつ)

	ひとり 一人で できる	じかん 時間をかければ ひとり 一人でできる	いちぶ 一部 かいじょ ひつよう 介助が必要	ぜんぶ 全部 かいじょ ひつよう 介助が必要	わからない
(1) 食事をする	1	2	3	4	5
(2) トイレ	1	2	3	4	5
(3) 入浴や身体の清潔	1	2	3	4	5
(4) 衣服の着脱	1	2	3	4	5
(5) 家の中の移動	1	2	3	4	5
(6) 意思疎通 ※3	1	2	3	4	5
(7) 外出 ※4	1	2	3	4	5
(8) お金の管理	1	2	3	4	5
(9) 薬の管理	1	2	3	4	5

※3 日常生活に必要なことを判断したり、決めたりする

※4 通院や公共機関の利用など

問10の(1)～(9)の中で、1つでも2、3、4に○をつけた人にうかがいます

※2、3、4に○をつけなかった人は、6ページの問12にお進みください

問10-1 主な介護者はどなたですか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|-----------------|-------------|
| 1. 配偶者(夫・妻) | 4. 子ども | 6. 施設や病院の職員 |
| 2. 父親 | 5. ホームヘルパー・家事援助 | 7. その他() |
| 3. 母親 | | |

問10-2 いつも介助している人が何らかの理由で介助できなくなったとき、あなたはどのようにしたいと思いますか。(○は主なもの2つ以内)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 同居している他の家族に頼みたい | 5. 施設に入所したい |
| 2. 別居している家族や親族に頼みたい | 6. 病院に入院したい |
| 3. 近所の人や友人・知人に頼みたい | 7. その他() |
| 4. ホームヘルパーや家事援助を頼みたい | 8. 何もあてがなく困っている |

※介助者の方にお聞きします。

問11 介護にあたり、どのような悩みや不安がありますか。(○は主なもの3つ以内)

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| 1. 介護・介助・支援の方法が分からない | 7. 介護費用や医療費など、経済的な負担が大きい |
| 2. 休業やくつろぎ、余暇など、自分のための時間が持てない | 8. 介護者自身の健康に不安がある |
| 3. 外出ができない、外へ仕事に出られない | 9. 何かあったとき、気軽に相談や介護等を頼める人がいない |
| 4. 家族(子、兄弟・姉妹など)に、何かと我慢をさせてしまう | 10. 親の老後・亡き後の生活や財産管理 |
| 5. 睡眠不足や疲労など、身体的な負担が大きい | 11. その他() |
| 6. ストレスや緊張感など、精神的な不安が大きい | 12. 特に悩みや不安はない |

5. 日中の過ごし方についてお尋ねします。

問12 あなたは、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。(○は1つ)

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1. 幼稚園・保育所・学校に通っている | 5. 就労系事業所に通っている |
| ⇒問12-1 ⇒問12-2の順にお進みください | 6. 児童発達支援に通っている |
| 2. 会社等で働いている | 7. 入所施設にいたることが多い |
| 3. 生活介護に通っている | 8. 入院して療養している |
| 4. 福祉作業所等の地域活動支援センターに通っている | 9. 自宅にいたることが多い |
| | 10. その他() |

問12で「1. 幼稚園・保育所・学校に通っている」を選んだ人にかがいます

問12-1 通園・通学先はどこですか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|-----------------|------------|
| 1. 幼稚園 | 3. 特別支援学校 | 6. 職業訓練校 |
| 2. 保育所(園) | 4. 特別支援学級 | 7. 専門学校・大学 |
| | 5. 小・中・高校の通常の学級 | 8. その他 () |

問12-2 通園・通学していて困っていることはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| 1. 通うのがたいへん | 9. 医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられない |
| 2. トイレなどの設備が整っていない | 10. 障がいの特性に応じた支援が受けられない |
| 3. 介助体制が十分でない | 11. 発達や年齢の変化に応じた支援が受けられない |
| 4. 先生の理解や配慮が足りない | 12. その他 () |
| 5. 保護者たちの理解が得られない | 13. 特に困っていることはない |
| 6. まわりの生徒たちの理解が得られない | |
| 7. 友だちができない | |
| 8. 通常のクラスに入れてもらえない | |

問13 あなたは「にじいろサポートファイル」を利用していますか。(○は1つ)

- | | |
|----------------------------|----------------|
| 1. 知っており、利用している(利用したことがある) | ⇒問13-1にお進みください |
| 2. 知っているが、利用したことはない | } ⇒問14にお進みください |
| 3. 今まで知らなかった | |

問13で「1. 知っており、利用している(利用したことがある)」を選んだ人にかがいます

問13-1 「にじいろサポートファイル」を利用する際、情報が引き継がれず困ったことはありますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. あった ⇒問13-2にお進みください | 2. なかった ⇒問14にお進みください |
|-----------------------|----------------------|

問13-1で「1. あった」を選んだ人にかがいます

問13-2 「にじいろサポートファイル」を利用する際、情報が引き継がれず困ったことはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 入園 | 5. 高校から大学等に入学する時 |
| 2. 園から小学校に入学する時 | 6. 就職する時 |
| 3. 小学校から中学校に入学する時 | 7. 病気や障がいの診断を受けた時 |
| 4. 中学校から高校に入学する時 | 8. 障がい福祉サービスを利用する時 |

6. 就労状況についてお尋ねします。

問14 現在、あなたは収入を伴う仕事をしていらっしゃいますか。(○は1つ)

1. 収入を伴う仕事をしている ⇒問14-1 →問14-5の順にお進みください
2. 収入を伴う仕事はしていない ⇒問14-6にお進みください

問14で「1. 収入を伴う仕事をしている」を選んだ人にうかがいます

問14-1 仕事の形態は次のうちどれですか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 自営業 | 5. 内職 |
| 2. 家業の手伝い | 6. 就労系事業所 |
| 3. 会社・団体等の正規の職員、役員 | 7. 福祉作業所等の地域活動支援センター |
| 4. 臨時、パート、嘱託等 | 8. その他 () |

問14-2 週に何日くらい働いていますか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 1. 週に1～2日 | 3. 週に5日以上 | 5. その他 () |
| 2. 週に3～4日 | 4. 決まっていない | |

問14-3 仕事をする上で不安や不満がありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1. 収入が少ない | 7. トイレなど障がい者用の設備が十分でない |
| 2. 仕事がむずかしい | 8. 昇給や昇進が平等ではない |
| 3. 仕事がきつい | 9. 通勤がたいへん |
| 4. 自分にあった内容の仕事がない | 10. その他 () |
| 5. 職場の人間関係がむずかしい | 11. 特に不安や不満はない |
| 6. 職場での身分が不安定 | |

問14-4 あなたが仕事で得る月収は平均しておよそいくらですか。(○は1つ)

- | | | |
|---------------|----------------|-----------|
| 1. 1万円未満 | 4. 10万円～15万円未満 | 6. わからない |
| 2. 1万円～5万円未満 | 5. 15万円以上 | 7. 答えたくない |
| 3. 5万円～10万円未満 | | |

問14-5 仕事を続けるためには何が必要ですか。(○は主なもの3つ以内)

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 1. 工賃がたくさんもらえること | 5. 自分の障がいにあった仕事であること |
| 2. 体調に合わせて働く時間を変えられること | 6. 仕事をする場所で自分の障がいをわかってもらえること |
| 3. いつもだれかがアドバイスをしてくれること | 7. 仕事をしていくための練習機会があること(パソコン操作、マナーなど) |
| 4. 仕事をする場所まで通うための支援があること | 8. わからない |
| | 9. 特にない |

問14で「2. 収入を伴う仕事はしていない」を選んだ人にかがいます

問14-6 あなたが働いていない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 高齢のため | 5. 通勤がむずかしいため |
| 2. 障がいのため | 6. 働く必要がないため |
| 3. 病気のため(入院を含む) | 7. その他() |
| 4. 希望する仕事につけないため | |

7. 外出・社会参加の状況についてお尋ねします。

問15 外出の際によく利用する交通手段は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 自家用車(自分で運転する) | 7. 福祉施設等が所有する福祉車両 |
| 2. 自家用車(乗せてもらう) | 8. タクシー |
| 3. 路線バス | 9. 徒歩 |
| 4. 送迎バス | 10. 車いす・電動車いす |
| 5. 電車 | 11. その他() |
| 6. 自転車・オートバイ | 12. ほとんど外出しない |

問16 外出の際に困っていることがありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. 困っていることは特にない | 8. 建物などにスロープやエレベーターがなく、利用しにくい |
| 2. 付き添ってくれる人がいない | 9. 車を駐車するところがない |
| 3. 他人との会話がむずかしい | 10. 気軽に利用できる移動手段が少ない |
| 4. 他人の視線が気になる | 11. (福祉車両、福祉タクシー等) |
| 5. 必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない | 12. 電車やバスなどの交通機関を利用しづらい |
| 6. 歩道が狭く、道路に段差が多い | 13. 障がい者用のトイレが少ない |
| 7. 道路に放置自転車などの障害物が多く、歩きにくい | 13. その他() |

問17 あなたは、次のような活動をしていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 趣味・教養などの文化・芸術活動 | 6. インターネット等を活用した交流活動 |
| 2. スポーツ・レクリエーション活動 | 7. ボランティア活動 |
| 3. 子ども会や町内会など地域の活動 | 8. その他() |
| 4. 障がい者の団体での活動 | 9. 参加していない |
| 5. 友人や仲間との交流 | |

問18 今後の生活の中で、どのような面をもっと充実させたいですか。また、新たに始めたいことはありますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 趣味・教養などの文化・芸術活動 | 6. インターネット等を活用した交流活動 |
| 2. スポーツ・レクリエーション活動 | 7. ボランティア活動 |
| 3. 子ども会や町内会など地域の活動 | 8. その他 () |
| 4. 障がい者の団体での活動 | 9. 参加していない |
| 5. 友人や仲間との交流 | |

問19 あなたが、地域や社会に積極的に参加できるようにするため、特に大切なことは何ですか。(〇は主なもの2つ以内)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 参加しやすい機会の拡充 | 5. 参加を補助するボランティアの育成 |
| 2. 使いやすい施設の整備 | 6. 障がい者自身が積極性を持つ |
| 3. 交通機関や道路の整備 | 7. その他 () |
| 4. 人びとの障がい者に対する理解 | 8. 特にない |

8. 差別や権利擁護についてお尋ねします。

問20 障がいがあることで、差別や人権侵害、虐待を受けていると感じることがありますか。(〇は1つ)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. ほとんど感じることはない | ⇒問21にお進みください |
| 2. たまに感じる | ⇒問20-1にお進みください |
| 3. いつも感じる | ⇒問20-1にお進みください |
| 4. わからない | ⇒問21にお進みください |

問20で「2. たまに感じる」「3. いつも感じる」を選んだ人にうかがいます

問20-1 あなたは、どのようなときに、障がいを理由に差別されていると感じることがありますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1. 家庭で過ごしている時 | 6. 病院を利用する時 |
| 2. 公共施設や交通機関を利用する時 | 7. 仕事を探す時 |
| 3. 保育施設や学校にいる時 | 8. 住む家を探す時 |
| 4. 職場にいる時 | 9. その他 () |
| 5. お店を利用する時 | |

問21 障がいや障がいのある人に対する市民の理解は進んできていると思いますか。(〇は1つ)

- | | | |
|--------------|--------------|----------|
| 1. 進んできている | 3. どちらともいえない | 5. わからない |
| 2. まあ進んできている | 4. 進んできていない | |

問22 あなたは「障害者差別解消法」という法律が施行されていることをご存じですか。(○は1つ)

1. 法律の内容もある程度把握している
2. 内容はよくわからないが、聞いたことはある
3. よく知らない
4. その他 ()

問23 成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない人の財産などの権利を守る制度です。あなたは、成年後見制度について知っていますか。(○は1つ)

1. 名前も内容も知らない
2. 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知っている

問24 あなたは、成年後見制度を使いたいと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1. すでに使っている | 3. 使いたいとは思わない |
| 2. 今は必要ないが、将来必要になったら使いたい | 4. わからない |

8. 困りごとや相談についてお尋ねします。

問25 あなたは、現在の生活で困っていること、あるいは不安を感じていることはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1. 困っていることは特にない | 8. 医療費が多くかかる |
| 2. 介助をしてくれる人がいない | 9. 施設の利用率等の負担が大きい |
| 3. 気軽に相談するところがない | 10. 診療してくれる身近な医療機関が少ない |
| 4. 住宅で使いにくいところがある | 11. まわりの人の理解が少ない |
| 5. 働く場が少ない | 12. 親なきあとのこと |
| 6. 収入が少ない | 13. その他 () |
| 7. 外出しにくい | |

問26 悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。(○は主なもの3つ以内)

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1. 家族・親戚 | 9. 市の職員 |
| 2. 友人・知人 | 10. 民生委員・児童委員 |
| 3. 会社の人・学校の先生 | 11. 身体障害者相談員、知的障害者相談員 |
| 4. 医師 | 12. 障がい者の団体や親の会、家族の会などの人 |
| 5. 福祉施設や作業所の職員 | 13. その他 () |
| 6. 施設が設置する相談センター | 14. 相談する人はいない |
| 7. 県の障害者相談センター | ⇒問26-1にお進みください |
| 8. 障がい者相談支援事業所 | |

問26で「14. 相談する人はいない」を選んだ人にかがいます

問26-1 相談相手がない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 相談先がわからない | 5. 近くに相談する場所がない |
| 2. 誰にも相談したくない | 6. その他 |
| 3. 家族や友人以外に相談したくない | 7. 相談するほどのことでもない |
| 4. 他人に相談するのが不安 | |

問27 市内には、日常生活における悩みや困りごと、障がい福祉サービスの利用について相談を受ける相談支援事業所があります。相談支援事業所を利用されたことはありますか。

(○は1つ)

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. ある ⇒問28にお進みください | 2. 特にない ⇒問27-1にお進みください |
|--------------------|------------------------|

問27で「2. 特にない」を選んだ人にかがいます

問27-1 利用していない理由をお答えください。(○は1つ)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 相談支援事業所があることを知らない | 4. 何を相談していいのか分からない |
| 2. 自宅から遠くて行けない | 5. 特に相談する事柄がない |
| 3. 職員の対応が悪い | 6. その他 () |

問28 今後、相談支援事業所に期待することを具体的にお書きください。

<hr/> <hr/> <hr/>

9. 福祉情報などの入手状況についてお尋ねします。

問29 あなたやご家族は、福祉に関する情報をどこから得ますか。(○は主なもの3つ以内)

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1. 家族・親戚 | 9. 市の職員 |
| 2. 友人・知人 | 10. 市のホームページ・広報紙やガイドブック |
| 3. 会社・学校 | 11. 民生委員・児童委員 |
| 4. 医師 | 12. 身体障害者相談員、知的障害者相談員 |
| 5. 福祉施設や作業所など | 13. 障がい児者の団体や親の会、家族の会など |
| 6. 施設が設置する相談センター | 14. インターネット |
| 7. 県の障害者相談センター | 15. その他 () |
| 8. 障がい者相談支援事業所 | 16. どこからも得ることはない |

問30 あなたが、情報や人とのコミュニケーションをとりやすくするためには、どのようなことに配慮してほしいと思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. やさしくゆっくりと話してほしい | 7. 体や表情の動き(ジェスチャー)で話してほしい |
| 2. パソコンやタブレット端末を利用しやすくしてほしい | 8. 公共施設に手話通訳者を配置してほしい |
| 3. 音声情報や文字情報、案内表示を増やしてほしい | 9. 点字や音訳を活用してほしい |
| 4. 簡単でわかりやすい文章表現にしてほしい | 10. 絵や図で表現してほしい |
| 5. 口元が見えるように話してほしい | 11. 「はい」「いいえ」で答えられるように質問してほしい |
| 6. 筆談や要約筆記で話してほしい | 12. その他 |
| | 13. 特にない |

問31 あなたが、情報や人とのコミュニケーションをとりやすくするためには、どのようなことに配慮してほしいと思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| 1. 障がいについての説明 | 8. 福祉制度(手帳制度、利用できる福祉サービスなど)についての説明 |
| 2. 予後(成長に伴う様子の変化)の説明 | 9. 親の会やピアサポートなど出会いの場の紹介 |
| 3. 育児をする上での配慮や工夫、方法に関する説明 | 10. 家族の心理的サポート |
| 4. 相談機関についての説明 | 11. その他 |
| 5. 療育機関についての説明 | 12. わからない |
| 6. 就学についての説明 | 13. 特にない |
| 7. 就職、就業についての説明 | |

問32 現在または今後どのような情報がほしいですか。具体的にお書きください。

<hr/> <hr/> <hr/>

10. 洪水や地震等の災害時の対応についてお尋ねします。

問33 災害に備えて、難病や障がいの状況に応じた特別な対策をとっていますか。
(○はいくつでも)

1. 必要な医薬品、備品、食料等を 用意している	6. 広域避難場所を知っている
2. 医薬品や病状等の情報を記録している	7. 地域等の防災訓練などに参加している
3. 家族や知人等の連絡先を把握している	8. その他
4. 家族や知人等に対して支援をお願いしている	9. どのような対策をしてよいかわからない
5. 自治会など近所の人に対して支援を お願いしている	10. 対策をとっていない

問34 災害時に、あなたは一人で避難できますか。(○は1つ)

1. できると思う	2. できないと思う	3. わからない
-----------	------------	----------

問35 家族が不在の場合または一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。
(○は1つ)

1. いる	2. いない	3. わからない
-------	--------	----------

問36 その他災害時に困ると思われること、不安なことをお書きください。

<hr/> <hr/> <hr/>

問37 あなたは、市の「避難行動要支援者避難支援制度※5」を知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている ⇒問37-1にお進みください	2. 知らない ⇒問38にお進みください
-------------------------	----------------------

※5 「避難行動要支援者避難支援制度」とは、災害が発生した、または災害が発生するおそれのある時に避難行動要支援者（障がい者、難病患者の一部の方が含まれます）を適切に支援するための制度です

問37で「1. 知っている」を選んだ人にうかがいます

問37-1 個別支援計画を作成していますか。(○は1つ)

1. 作成している ⇒問38にお進みください
2. 作成していない ⇒問37-2にお進みください

問37-1で「2. 作成していない」を選んだ人にうかがいます

問37-2 作成していない理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 作成する必要がない、考えていない
2. 個別支援計画を知らなかった
3. 作成方法がわからない
4. その他 ()

11. 今後のことについてお尋ねします。

問38 今後、どのような生活形態を望みますか。(○は1つ)

1. 自宅での生活 ⇒問38-1 →問39の順にお進みください
 2. 共同生活援助(グループホーム)
 3. 施設または病院での生活
 4. その他 ()
- } ⇒問39にお進みください

問38で「1. 自宅での生活」を選んだ人にうかがいます

問38-1 自宅での生活を続けるための条件は何ですか。(○はいくつでも)

1. 市民に対する障がい者への理解促進
2. 手当などの経済的援助の充実
3. サービス利用手続きの改善
4. 短期入所(緊急時の一時入所)の充実
5. ホームヘルプサービスの充実
6. 相談体制の充実
7. 日中、創作的活動や生産活動、社会との交流等ができる場の充実
8. 外出手段の確保
9. その他 ()

問39 あなたは、市の「地域生活支援拠点等」を知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている
2. 知らない

問40 あなたは、四街道市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。
(○は1つ)

- | | | |
|---------------|----------------|----------|
| 1. 大変暮らしやすい | 3. あまり暮らしやしくない | 5. わからない |
| 2. まあまあ暮らしやすい | 4. 全く暮らしやしくない | |

問41 今後、障がい者施策を進めていくにあたって、市は特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか。(○はいくつでも)

- | |
|---|
| 1. 早期発見・早期治療を考へて、早い段階での適切な対応に努めること |
| 2. 障がいの特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること |
| 3. 仕事につけるように手助けすること |
| 4. 障がいのある人となない人の交流を進め、おたがいの理解を深めること |
| 5. ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実させること |
| 6. 入所できる施設を整備すること |
| 7. 障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること |
| 8. 障がいのある人が住みやすい公営住宅などを整備すること |
| 9. 文化、スポーツ、レクリエーション活動に参加できるように支援すること |
| 10. ボランティア活動を充実させること |
| 11. 福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること |
| 12. その他 () |
| 13. 特にない |

問42 最後にありますが、この調査を通じて、選択肢だけでは表現しきれなかったことや、四街道市の障がい者施策に関するご意見やご要望、ご提案などがございましたら、ご自由にお書きください。

以上で質問は終わりです。

お忙しいところ調査にご協力いただきありがとうございました。

誠に恐縮ですが、この調査票は●月●日(●)までに
返信用封筒に入れ返送していただきますようお願いいたします。